

Title	文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について：異文化共存に関する一試論
Sub Title	On the three kinds of Ezo (蝦夷) and their mutual relations as found in ancient documents
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1960
Jtitle	史学 Vol.33, No.1 (1960. 12) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19601200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について

—異文化共存に關する一試論—

清水潤三

一 諏訪緣起の蝦夷記事

諏訪緣起（諏訪大明神繪詞）は延元元年（西紀一三三六年）十一月二十八日の奥付を持ち、中に蝦夷に關する詳細な記事を含み、中世における蝦夷の實情を推すに足る貴重な文献であることは、ここに改めて説くまでもなからう。特に元亨嘉曆（西紀一三二一—一三二九）の間に起つた津輕における安藤氏一族の争亂が蝦夷の内訌であり、安藤氏が蝦夷の出身であることを暗示しているのは、古代の蝦夷（エミシ）と中世以降の蝦夷（エゾ）が決して異なるものではないことを立證するに足る貴重な史料である。しかし、この緣起に記された蝦夷に關する記述のうち、未解決の問題が少なからず残されている。ここに採り上げようとする「三種の蝦夷」もその一つであるが、まず緣起の原文を引用した上で考察を進めてゆこう。

〔前略〕元亨正中の比より嘉曆年中にいたるまで東夷蜂起して奥州騷亂する事ありき蝦夷が千島といへるは我國の東北に當て大海の中央にあり日の本唐子渡黨此類各三百三十三の島に群居せり今二島は渡黨に混ず其内に宇曾利鶴子洲と萬堂滿伊犬と云ふ小島どもあり此種類多（く）奥州津輕外ヶ濱に往來交易す夷一把と云は六千人なり相聚る時は百千把

文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について

に及びり日の本唐子の二類は其地外國に連て形態夜叉のごとく變化無窮なり人倫禽獸魚肉を食として五穀農料(ノリ)をせず九譯を重ぬとも語話通じ(難し)渡黨和國の人に相類せり但鬢多(く)して遍身に毛生ぜり言語俚野なりと云とも大半は相通ず此中に公超霧をなす術を傳え公遠隱形の道を得たる類あり戰場に臨(む)時は丈夫は甲冑弓矢を帶して前陣に進婦人は後塵に隨て木を削りて幣帛のごとくにして天に向て誦呪の體なり男女共に山壑を經過すと云とも乘馬を用いず其身の輕きこと飛鳥走獸におなじ彼等が用る所の箭は魚骨を鏃として毒藥をぬり纒(マ)に皮腐(マ)に觸れば其人斃れずと云事なし根本は酋長のなかりしを武家其濫吹を鎮護せむために安藤太と云者を蝦夷管領とす此は上古に安倍氏惡事高丸と云ける勇士の後胤なり其子孫に五郎三郎季久又太郎季長と云は從父兄弟也嫡庶相論の事ありて合戰數年に及間……(下略)

さて津輕安藤氏の亂は「保曆間記」「櫻雲記」「鎌倉北條九代記」「異本伯耆卷」などの諸書に見え、鎌倉幕府の權威を失墜せしめた歴史的な事件であり、「蝦夷管領」も正史には見えないが、右の諸書にその設置が記載されているから、緣起の創作ではなく、やはり實在したものとしてよい。我國の中央政府の權力が津輕地方に及んだのは平泉藤原氏の滅亡と時を同じうするから、鎌倉幕府がこの僻遠にして蝦夷の住地である津輕の統治に特別措置をとつたのも頷ける。吾妻鑑文治五年十月廿四日條に「當國檢注之間。可被倒所々地頭所田之由事。尤驚聞食。於出羽陸奥者。依爲夷之地。度々新制にも除訖。偏守古風。更無新儀。(下略)」とあるのはこれを裏書するものである。また安藤太なるものが安倍氏惡事高丸の後胤と記されているから、彼が夷族出身の俘囚の家柄であつたことも容易に推察し得るのである。緣起はこれらの背景を極めて當然のこととして、安藤季久季長兩人の争いを「東夷の蜂起」と記し、夷人の實情習俗を併せ述べているわけである。すなわち蝦夷には「日の本」「唐子」「渡黨」の三種が認められ、前二者は住地も遠く、極めて未開のものであり、「渡黨」は日本人に近きものとし、なお暗黙の中に安藤氏一族をもこの類に含めているのである。し

かも渡黨の記述にあつては多毛であること、毒矢の使用、戰場における婦人の呪術など、今日のアイヌの習俗と全く同一のものが大半を占め、縁起の作者は今日のアイヌと同一種族を「蝦夷」と呼んでいたことが明らかにされる。また安藤氏を俘囚出身の安倍氏の裔としている以上上古の蝦夷（エミシ）も同一種族と考えていたことが知られるが、さらに渡黨の住地についても興味ある記載が指摘されるのであつて、蝦夷の住地を「蝦夷が千島」と呼び、三種の蝦夷がそれ／＼三百三十三島に住むと云う記述は、もちろん荒唐無稽であるが、渡黨の住地として擧げられた宇曾利、鶴子州、萬堂満伊犬の三島は一應検討の要がある。金田一京助氏は宇曾利鶴子州と萬堂満伊犬の二島と考へ、前者の鶴は鷄の誤りであろうとし、ウソリケシと讀んで今日の函館附近に、また後者を松前に比定された。しかし建武二年の新渡部文書に「糠部郡宇曾利郷」の名が見え、熊野夫須美神社文書の應仁二年下國師季願文に「津輕外ヶ濱、宇楚里、鶴子遍地安堵仕候云々」とあり、古くは陸奥話記に宇曾利、鉦屋の夷人を安倍富忠が率いて云々という記事があつて、これらの史料に見えた宇曾利は恐山麓恐らくは大湊附近、鉦屋は今日田名部西方の金谷であることが推され、鶴子州は夫須美文書の「鶴子遍地」かとも思われるから速断を許さない。むしろ右の記述が安藤氏又は輩下の渡黨を指すとすれば、下國師季が安藤氏の末流である以上、津輕の地名と解すべきであろう。³⁾ 古く津輕に至る道路は今日の東北本線に沿わず、八甲田山の西を黒石に抜けたのであり、従つて東海岸沿いの上北、下北兩郡は最も取り残された地方であつたから、青森灣西岸が外ヶ濱と呼ばれたのも不思議ではなく、下北半島が島と誤まられることもあり得たと思ふ。⁴⁾ 縁起によると安藤氏の一方の根據地が外ヶ濱の内末部にあつたが、今日の青森市北方奥内村の内眞部がそれに當るらしく、夫須美文書の外ヶ濱の領地はここを中心としていたのであろうから、なおのこと本州の地名と考へた方がよからう。萬堂満伊犬については松前とする説が妥當かもしれず、龍飛岬を経て外ヶ濱と交通することは比較的容易である。後日安藤氏は南部の勢力

に壓せられ、松前に逃れているが、渡黨の緣故によつたものとすることも強ち附會の所説とも思われぬ。以上述べた諏訪緣起の記述に關する二三の考察を念頭におきつつ、改めて本論に入らう。

二 諏訪緣起に現われた三種の蝦夷

諏訪緣起に現われた「日の本」「唐子」「渡黨」はそれぞれ、いかなるものであつたらうか。また、その分類がいかなる點を基礎としてなされているかを明らかにすることは、蝦夷の研究に大きな寄與をなすであらう。先學諸氏もこの點を看過してはなかつた。しばらく從來の諸説を擧げてその説くところを聞くこととする。

前田夏蔭は「蝦夷志料」の中で、「日の本」について、上古我國の東北に住んでいた蝦夷は次第に壓迫され、ついに蝦夷の本國たる北海道に逃れたが、内地に永く土着していたものどもであつたから、本來北海道にいた鹿蝦夷の中に交つても異るところがあり、「日の本」という特殊な名で呼ばれ、一種特別なものとして見られたのであらう、と説き、「唐子」については、古く渤海、靺鞨、後には契丹、女眞などから漂着した異國人が、蝦夷の女を娶り、その間に産まれた混血兒であるが、おのづと一群をなし、恐らく北海道の西海岸に住んでいたものであらうといひ、大陸異人種の渡來は齊明紀に見えた佐渡來住の肅慎、後紀に記された渤海船の越國漂着記事などから裏書きされると説いた。また「渡黨」は後世まで江差、松前、函館あたりに住んだ蝦夷であると述べている。

北海道志(卷之十一、風俗・土蕃の部)には「其種ヲ分テ亦三ト爲ス日本唐子渡黨ト曰フ日本ハ蝦夷本州(今云、北海道本島の義なり)ノ人種ナリ唐子ハ外國ノ雜種ナリ渡黨ハ内郡ノ人海ヲ渡リテ移レル者ナリ」といふ説が見えていたが、その論據は示されていない。

次に吉田東伍氏は「大日本地名辭書續篇」においてこの問題に觸れ、「日の本」は本邦より敗退北移せる種類、「唐子」は遠地より南下した異族で、紀に見える肅慎、續紀の靺鞨であろうとし、「渡黨」は熟化の俘種、並びに雜居投荒の邦人であると説いた。しかし氏は所説の後半において、「日の本」は北海道志の説に従うべきかとも疑つたり、蝦夷管領安藤氏の祖が「目下將軍」の稱號を持つていたから、夷種の一つに「ヒノモト」というものが存在したのであらうと指摘したのみで、結局明快な結論に達しなかつたといえる。

喜田貞吉氏は二回に亘つて異つた説を發表している。最初は明治四〇年に歴史地理九卷三號に載せた「蝦夷とコロボツクルの異同を論ず」という論文においてであつたが、齊明紀五年秋七月條の伊吉連博徳が唐天子になした説明を引用對比して、「日の本」は博徳のいう「都加留蝦夷」で最も開化の程度が低く、未だ石器時代の状態に止まつていた後世の「千島アイヌ」に當るものであり、「唐子」は博徳の「龜蝦夷」で王化に服しないが、他種族と交通してすでに固有の石器の使用を止めたものであり、恰も今日の樺太アイヌ、北海道アイヌに當るとなし、「渡黨」は熟化して王化に浴し、次第に日本人と同化融合したものを指すのであり、博徳の「熟蝦夷」がこれに當ると説いた。

ところが喜田氏は大正三年に至つて、歴史地理二三卷に「夷俘・俘囚の考」を連載するに及び、前説を大きく改め、「唐子」をもつて、齊明紀に見える阿倍比羅夫によつて征討された「肅慎人」であり、今日カラフトに残存する「オロツコ人」であると主張した。その理由は「カラコ」と「オロツコ」は同一語源に出たものか、或いはどちらか一方から轉訛した言葉であらうという音韻の類似に着目した結果であり、喜田氏が言語學的研究に興味を持たれるに至つて、考へつかれたもののように思われる。

金田一京助氏は從來の諸家の説を慎重に検討され、専門とする言語學の成果を驅使して批判を加えた上、獨自の見解

を示されたのであつた。(「アイヌの研究」大正十四年) 氏に従えば「日の本」は「カラフトアイヌ」とするには當時としては位置が遠きにすぎる。單に東の奥地の蝦夷という意味で、北海道の東部奥地に住し、西南部の日本人の文化を受けた蝦夷や、西北部にあつて大陸系の文化を受けたものとは異つた、比較的純粹な「アイヌ」を指したものである。また「唐子」については、「カラコ」は唐古人形のカラコで日本語に相違なく、カラフトを通じて大陸系統の文化に觸れ、明らかに南方日本の文化を受けたアイヌとは區分されるほど形體服裝習俗儀禮を異にし、唐人もしくは唐子の姿をしている蝦夷の一派で、北海道西岸づたいに天鹽石狩邊の海岸に住み、渡島半島方面へ交易に現われたものであろうと説き、「渡黨」は内地から渡海して北海道に移り住んだ蝦夷であり、一部に日本人の移住者を含むものと斷ぜられた。金田一氏以後、昭和に入つてからは、この三種の蝦夷に對する論議は定説を見るに至らぬまま陰をひそめ、三十余年を経た今日なお聞くべき所説は管見に入つていない。そこにこの問題解決の難しさを認めるべきであらうが、また他方では、從來の諸説以外に、新らたな觀點からする検討の余地が残されているかに思われる。

先ず第一に、從來の諸説は三種の蝦夷の名稱とその文字的解釋に捉われすぎた嫌いはないであらうか。「日の本」と云えば、眞僞の定かでない安藤氏の「日下將軍」を想起したり、景行紀武内宿禰の奏言に見えた「日高見國」との關聯を暗黙のうちに認めるとか、日出處の意と考えて東方の蝦夷にあて、千島アイヌと斷ずる如きは、そこに一應の妥當性を認め得ても、決定的な論據をもつ所説とは云えまい。「唐子」を文字通りに受けとつて、沿海州方面から流入した中國人の風習を受けたものと解するのも、同様早計に過ぎるかと思われ、今日のアイヌのうちに、そのような風俗を認めがたい以上、直ちに承服しえないのである。「渡黨」が内地から北海道へ海を渡つて北退移住したものと見る見解は、多くの人々によつて承認されているが、前述の如く、依然として彼等が津輕に居住していたことを疑い得ないのであるか

ら、必ずしも「海を渡つて北海道に渡つた者」であるが故に「渡黨」と稱したとは斷じがたい。むしろ縁起の記述から見れば、「海を渡つて外ヶ濱に交易往來するもの」の意かとも思われるが、それにしても右の疑問を全面的に解決するに足るものではない。結局名稱の解釋はいかようにも解し得ることとなつて、十分な裏付けもないまま、甲論乙駁するに止まることとならう。

喜田氏のように音韻の類似から「唐子」と「オロツコ」とを結びつけ、これをカラフトの異族に結びつけようとする見解も、金田一氏が反論したように言語學的には根據が乏しい。特に蝦夷の一種と認められているものを、ほしのままに別の種族とすることには疑いなきを得ない。古代中世を通じ、筆者の知る限りでは異種族に對するわれわれ祖先の觀察は決して杜撰なものではなかつたのである。

次に先學の所説のうちで目立つ點は、三種の蝦夷の異同を居住地の相違によつて解決しようとしたことである。縁起自身も蝦夷の住む千の島々があり、彼等は各三百三十三島に分れ住んだように記しているから、居住地域に強い關心を示されたのは當然であるし、幕末頃には、北海道、カラフト、千島にそれぞれアイヌが住んでおり、文化の上にも若干の相違が見られたから、近世における三地域のアイヌを、縁起に現われた三種の蝦夷にあてはめて解釋しようとする試みがなされたのは、當然なことであつたともいえる。特に金田一氏が注意したように、齊明紀の伊吉連博徳書にも「類有三種。遠者名麓蝦夷。次者熟蝦夷。近者名都加留云々」と三種の蝦夷が記され、一見住地の遠近によつて分類されたように見えるから、なおさら居住地域による類別が重視されたわけである。筆者もたしかにその點に留意する必要を認めざるを得ないが、單にそれのみでは比定の正否を検する手段もなく、諸説紛々として混亂に陥ることは、前記の場合と少しも變りがない。

さらに人種的な相違に注目した人も少くない。喜田氏のように「唐子」を蝦夷とは全く異なる「オロツコ」族にあてるとか、「唐子」を沿海州方面の漂流者と蝦夷の混血とする前田夏蔭の説などがそれであり、單に外國の雜種とした「北海道志」の著者も混血という點を考慮していたに相違ない。しかし喜田氏の説は緣起が蝦夷の分類と記している限り、無理であつて、よほど實證的な——例えば人骨研究の如き——證據が現われない限り容認しがたく、他の二説にしても同じく人類學とか考古學上の裏付けを得ない限り、そのまま承認することができない。要するに、從來の方法に追隨する限り、研究は限界に達したと見るべきで「諏訪緣起」の三種の蝦夷が、それぞれいかなるものであつたかを明らかにすることは、他に有力な文献もなく、考古學或いは人類學的研究を行う手がかりもなく、まず不可能であるといわざるを得まい。特に「日の本」「唐子」の兩者については緣起それ自身が詳しい記述を缺いているため、一層その感を深くする。

しかしながら、緣起の作られた南北朝時代に、蝦夷には三種の別があり、當時の我國人がこれを識別していたという事實は、決して輕視することができない。同時に、この分類がなされた理由として、住地の別や、混血の有無、或いはそれぞれの歴史的過程の相違——「渡黨」は内地から北海道へ壓迫移住を餘儀なくされたという如き——などの外に、最も重要な要因として、文化の差違が存在したことに注目せざるを得ないのである。もちろん先學といえども、早くからこの點に着目され、喜田氏は齊明紀の三種の蝦夷と對比しつつ、それらの別が生じたのは石器使用の有無、日本文化攝取の多少によるものであらうと喝破されたし、金田一氏は「唐子」に大陸からする中國文化の影響を推されたのである。近世アイヌの中に大陸系文化の要素が見られることは「熊祭り」をはじめとして、所謂「山丹玉」「蝦夷錦」「鍬先」などがそれを證しているから、否定しがたき事實と思われるが、ここに筆者が問題とするのは日本文化との關係如

何ということである。幸いにも諏訪縁起にはその手がかりとなる記述が與えられているのであつて、この點を追求することによつて、先學の敢て足を踏み入れようとしなかつた新たな分野を開き得るかと思ふのである。

まず縁起の記事を熟讀すると、「日の本」「唐子」の二類は(1)形態——恐らく容姿——が極めて和人と異つて夜叉の如く恐ろし氣であり、(2)農耕を知らぬ狩獵漁撈の民であり、(3)言語も全く異つて、通譯を附しても意志を通じがたいものであり、これに反して「渡黨」は、(1)容姿も日本人に近く、ただ著しく多毛である點が異なること、(2)言語も大半は相通ずるとあるから、日本語の會話を相當程度心得ていたと思はれること、しかし(3)戰場における儀禮とか、山野を馳驅すること走獸の如き點とか、骨鏃を用いた毒矢を使用するなど、蝦夷本來の習俗を残していることが注意される。すなわち體質に關する點を除くと、農耕の有無と言語の如何に重點がおかれており、當時の日本人は、蝦夷のうちに攝取された日本文化の多少によつて分類を試みたらしく思はれるのであつて、「渡黨」が津輕に残存する蝦夷であり(前述)、「日の本」「唐子」は「其地外國に連て云々」とあるから、文化の差異は地理的な遠近とも正比例したであらうし、また容姿の點から「渡黨」に日本人との混血も窺われるけれども、分類の根本的基準が日本文化受容の有無、乃至は量の多少によつたと見ることが可能ではあるまいか。日本人の立場からすれば、それが最大の關心事であり、また自然のなりゆきであつたに相違ないからである。

三 齊明紀に見えた三種の蝦夷

齊明紀五年秋七月丙子朔戊寅の條所引の「伊吉連博德書」に三種の蝦夷が現われており、喜田、金田一の兩氏が諏訪縁起の三種の蝦夷と對比を試みられたことは、すでに觸れておいた。それには「遠名都加留。次者鹿蝦夷。近名熟蝦

夷。」とあるから、一應住地の遠近による分類とも考えられるが、「鹿蝦夷」、「熟蝦夷」という名稱は明らかに日本人との接觸乃至は同化の多少による命名であろうと思われ、單なる地理的な區分とは思われぬ。最近における臺灣の高砂族に「生蕃」と「熟蕃」の名が用いられたように、この場合も同化の著るしい、或いは農耕を習得していた「熟蝦夷」と、舊來の生活を墨守しながら、日本文化の影響を多少なりとも受けつつあつた「鹿蝦夷」と、さらに遠隔の津輕地方に居住し、度重なる阿倍比羅夫の遠征によつてはじめて日本人と接觸した未開の「都加留」とが、文化の上から識別され、それぞれ異つた名稱で呼ばれていたのではなからうか。もし然りとすれば、齊明紀の三種の蝦夷も、諏訪緣起に見えた三種の蝦夷と同一の基準によつて分類され、それぞれ相應する性格を持つものと見做されよう。このような假定は次に述べる律令制下における奈良平安時代の蝦夷を考察することによつて、一層確實性を増すのである。

四 律令制下における蝦夷の分類的稱呼

律令制下における史實を録した續日本紀から三代實錄に至る五つの正史に載せられた蝦夷の記録を検すると、「夷俘」「俘囚」「田夷」「山夷」の四つの稱呼と、「渡島夷」のように、單に「夷」又は「狄」という普通名詞に住地を冠して記された場合とが指摘されるが、これらは恐らく令制下における法的用語であつて、齊明紀の三種の稱呼が一層適確な名辭に置き換えられて、この中に含まれていないかと思われる。すなわち「田夷」は同化の程度が著るしく、その名の通り農耕に従事する蝦夷であり、「山夷」は本來の生業を變えるに至らぬ狩獵民であるが、日本後紀延暦十八年三月八日條に「停出羽國山夷祿。不論山夷田夷。藺有功者賜焉」とあるように、出先官憲と交渉を有するものであり、「渡島夷(狄)」とあるものは、遠く北海道方面に住み、ほとんど直接關係のなかつたものを指すことは、まず

疑いなぎところである。また「夷俘」と「俘囚」については、古く喜田氏の研究があり、先學諸氏もその解明について努力されているが、六國史における兩者の用法は極めて曖昧であり、混同使用されていると思われる場合もあつて、その性格が明らかでない。しかし、この二つの稱呼こそ、最も法的用語らしく見え、本來は明確な區別が存したのではなからうか。延暦十一年十一月三日（類聚國史）の條に「饜陸奥夷俘爾散南公阿波蘇。宇漢米公隱賀。俘囚吉彌侯部荒嶋等於朝堂院」と使い分けられていることから、一層その感を深くする。この際注意されるのは諸國に分散配置されたものが、ほとんど「俘囚」と呼ばれ、その費用が「俘囚料」と記されていることであり、また弘仁二年十月十三日條（續後紀）に「其蝦夷者請須移配中國。唯俘囚者。思量便宜。安置當土。勉加教諭。勿致騷擾。又新獲之夷。依將軍等奏。宜早進上。（下略）」とあることから、これらは農耕に習熟した蝦夷ではなく、却て農桑の技術を教え込むために、遠路諸國に分散配置して教育する必要を認められたものであつたことが知られるのであり、原住地を離れて別の場所に移され、農業技術教育を授けられたもの、或は教育中のものを指すことが明らかである。「囚」の字が用いられたのもこの爲であり、持統紀三年正月條に見える「柵養蝦夷」と同じものである。續紀神護景雲元年十一月八日の條には「雄勝城下の俘囚」とあるから、現地の柵の周邊に移されたものも少くなかつたことが知られるが、恐らく古くは陸奥出羽の國內で教育されたのであり、その數が増大するに従つて、他國に分散されるに至つたのであろう。また「夷俘」は單に「俘虜」の意で、降伏又は生虜られた蝦夷を指し、「俘囚」よりは廣義の呼稱ではなかつたかと思う。それ故「俘囚」を「夷俘」と記す場合も生じ得たのではあるまいか。⁽²¹⁾しかし、いずれにせよ「夷俘」と「俘囚」は捕虜となつた蝦夷を指す特殊な用語であり、當面の問題からは除外して考うべきものと思われる。

筆者はさきに公けにした二つの論文において、⁽¹¹⁾蝦夷のうちには進歩的分子と保守派とが存在したことを論じ、自ら日

本文化を受容し同化に努め、進んで農民化したものと、古來の生活を墨守せんとしたものと二派が存在したことを立證した。すなわち前者が「田夷」であり、膽澤地方に據り、奈良時代末から平安の初めにかけて頑強な抵抗を見せた蝦夷らも、農民であつたことが明らかで、恐らく「田夷」と呼ばるべきものと、俘囚出身の反逆者から成つていたと思われる。これに對して、保守派に屬し、現地の官民と多少の交渉を持ちながら、狩漁を業としたものが「山夷」であり、奥地にあつて直接接觸がなく、日本文化の影響を受けることが、ほとんどなかつたものが「夷(狄)⁽¹²⁾」であつたことは疑いないといえる。「俘囚」は實は「山夷」又は「夷(狄)」と呼ばれるものが、征戰に際して官軍と戦い、或は反亂にくみして捕虜となり、内地に送られて、農民教育を強いられたものであつた。⁽¹³⁾「狩漁爲業」とか、「野心難馴」と政府の官人を嘆ぜしめた理由も、ここに明らかにされたと信ずる。ともあれ本題に立ち戻つて、律令制下においても三種の蝦夷が存在し、我國人がこれを文化の相違、特に日本文化受容の有無多少に基いて認識し、區別していたことは明らかであり、これを齊明紀並びに諏訪縁起の記述と對比する時、いつの時代にも三種の分類がなされていたことは、單に偶然の暗合とはなし難いと思われる。

五 江戸時代における三種の蝦夷

江戸時代においても、また三種の蝦夷が認識されていたことは、改めてさきの考察を裏書きする。すなわち松前藩の領内乃至はその近隣地域にあつて、和人に驅使されるなど密接な關係を保つていたものは「お味方蝦夷」又は「口蝦夷」と呼ばれ、北海道の奥地に住んで和人の直接の影響を受けることは少なかつたが、粟、稗の栽培の如き、低度の農耕を行い、文化の改善をなしつつあつた「奥蝦夷」⁽¹⁴⁾、第三には遠くカラフト、千島列島に居住し、石器時代に止まるか、

漸く金屬利用の曙期を経験するに至つた未開の蝦夷の三種である。この當時においては「口蝦夷」「奥蝦夷」のように地域的な分類稱呼が用いられ、「諏訪縁起」のように特別な個有の名稱を附することもなく、律令制下における「田夷」「山夷」のように農耕の有無による分類もなされていないが、農民と認むべきものが顕著でない點は、松前藩が律令政府とは逆に蝦夷の農民化を抑制し、狩漁の民として驅使する政策を採用したからに外ならない。もし廣く日本文化の攝取という點から見れば、「口蝦夷」と「奥蝦夷」はやはり文化の相違を基礎とした分類であると見てよからう。いま詳細に論述する暇がないが、この點については羽原又吉氏が「アイヌ社會經濟史」において詳論されたところから推して大過なきものと考ええる。さらに最奥の蝦夷には特別な名稱を缺き、「カラフトの夷」「千島蝦夷」と地名を冠して呼んでいるが、これは、古代における「都加留」「渡島夷(狄)」と全く同種の呼稱法によるものである。恐らく接觸の機會が少く、個有の稱呼を與える必要が少なかつたからであろう。なお「諏訪縁起」のみが蝦夷の各類について、特有の名稱を用いている理由については、遽かに十分な説明を與え得ないが、これのみは政府の公的な記録によつたものでないことが推されるから、現地の和人の間における俗稱がそのまま記されたのであるかもしれぬ。特にこの時代にあつては、中央政府(鎌倉幕府)に見るべき對夷政策がなく、むしろ放置の状態にあつたと見られるから、公的な名稱があつたとも思われない。要するに近世においても、三種の蝦夷の存在が認識されていたことは確實であり、従つて古代——中世——近世を通じ、常時三種に分類されたことから、それが單に居住地とか、人種的な相違に基くものではなく、日本人との同化の程度、日本文化攝取の有無、多少——この場合は文化の高下と相應すると見てよいし、居住地の遠近とも概ね正比例したであろう——を基準としたことが、ほとんど確實視されるのである。この場合三分法が二分法を一步進めた基本的な分類の形態であり、現實の事態ともよく照合したから、常時採用されたとも解し得るが、同時に居住地や

人種の別によつたものでないことを示すものとも云えると思う。従つて、これまで論證した各時代に現われた三種の蝦夷について、次の如き關係圖式が畫かれるであらう。

齊明紀 律令制下 諏訪緣起 江戸時代
熟蝦夷——田 夷——渡 黨——口蝦夷
魚蝦夷——山 夷——唐 子——奥蝦夷
都加留——夷(狄)——日の本——カラフト千島アイヌ

六 三種の蝦夷の同時共存とその意義

以上述べたところによつて、古代から近世に至るまで、蝦夷には常に三種の別が存在したこと、それは多少なりとも文化の高下、乃至は文化階程の差異に基くものであり、特に日本文化攝取の如何に應じたもので、われわれの祖先は、この事實を鋭く識別していたことを明らかにし得たと思う。特に律令制下にあつては、蝦夷經營が國家的な規模の下に行われ、重要な政策の一つとされてきたから、三種の蝦夷も一應法制化の對象とされ、その名稱は法律用語として用いられた。別に蝦夷農民政策によつて「俘囚」の語が生まれ、征戰の擴大に伴つて「夷俘」の語も生じたのであつた。しかし筆者の意圖するところは、單に右の事實を明らかにするばかりではなかつたのである。

すなわち、三種の蝦夷はそれぞれ文化を異にしながら、同時に並び存していたものである。中でも「田夷」と「山夷」¹⁵⁾「夷(狄)」の別にあつては前者が農民で、後二者が狩漁に従事するものであることは疑いなきところであり、平安初期の九世紀末ごろまで、生業を異にし、文化の高下も著しく、社會組織にも差異のある蝦夷が共存していたことが明らか

にされるが、齊明紀の場合も、諏訪縁起の記述も恐らく同一の状態を示すものであり、近世まで相似た現象が見られたに相違ない。ただ空間的（地理的）に見れば、日本人の膨脹發展に伴い、時間の経過につれて舞臺が北方へと移動しているにすぎない。たとえば最も未開な蝦夷の主な住地は齊明朝（西紀六五〇年代）には津輕地方にあり、律令制下の九世紀には、すでに北海道（渡島）に移つたらしく、近世においてはカラフト、千島がその生活圈となつてゐる。これは必ずしも全員の移住を意味するものではなく、同化が進んで未開の蝦夷が減少し、遠隔の地にのみ餘喘を保つたと見るべきものである。また「田夷」と「山夷」は律令制下の時代において東北地方の奥地には共存してゐた。⁽¹⁶⁾

いずれにせよ、文化を異にした蝦夷が並存の關係にあつたことが明らかにされて、はじめて古代蝦夷の種族論にも、正しい解決の途が開かれるのであつて、古代蝦夷には農耕民と狩獵民の二種があり、しかも同時に並び存してゐたのであり、本來は農耕を知らず、日本文化の攝取によつて農耕化したとする筆者の主張を裏づける結果になるのである。また、一貫して三種の蝦夷が認識され、その間に異族の介入を許すとは思われぬから、古代蝦夷と中世以降の蝦夷とは同一種族であることは疑問の余地がなく、古代蝦夷もまたアイヌの祖先であることを確認せしめるのである。

さらに進んで、古代から中世にかけての東北地方には、南方から進出しつつある日本人と、進歩的な農耕化した蝦夷と、舊來の生活傳統を固守する蝦夷——日本文化の攝取の有無多少による二種（山夷と夷）を含めて——の三者が混在の狀況を呈してゐた⁽¹⁷⁾と見なされる以上、東北地方における考古學的研究には、この點に關する配慮が要求されるのは自明の理である。單に縄文文化は彌生文化より古く、古墳文化は彌生文化より新しいと斷じ、この假定の上に絶對年代を附與することは許されない。また土師器、須惠器を伴う遺蹟遺物のすべてが日本人の遺産と斷じ得るわけでもなく、進歩派の蝦夷が同様の土器を使用したかも知れない。さらに兩者の遺蹟遺物の間には、今日われわれの注意を逸してい

る微細な相違が存するかもしれないのである。従つて從來の如き、單純な前提を改めざる限り、遺蹟遺物の上から蝦夷の人種的異同を論じたり、考古學的に東北地方の古代史を闡明しようとする努力は水泡に歸するであろう。從來の固定的、獨斷的な編年の枠に捉われることなく、遺蹟遺物の在り方を、ありのままの姿において受け入れつつ、發掘調査を繰返し、飽くまで正確な資料を収集することが急務であろうかと思われる。特に一切の先入觀念を除き、層位的研究に一層の努力を拂うべきであり、カーボンデイトーピングの如き自然科学的な年代測定法の發達と相俟つて、粘り強く、地道な研究を續けることが目下の急務である。⁽¹⁸⁾ その結果は恐らく文献による研究と考古學の成果とが同一の結論に達し、はじめて東北地方の古代史が完成への途を切り開くことに成功するのではあるまいか。文献に現われた三種の蝦夷の研究は、筆者の年來の主張である考古學研究上の新たな觀點を裏づけせんがためになされたとも云えるのである。

附記

本稿は試論にすぎない上に、止むを得ざる種々の悪条件下に、早急に執筆を迫られ、紙數の制限もあつて十分意を盡し得なかつた。従つて行文の不備、事實の誤認もなきを保しがたい。また「文化共存」の概念については民族學者のそれとは異なるものがあり、文化の高下であるとか、「文化階程」という術語についても、同じく問題があるうかと思われるが、それに觸れる暇がなかつた。後日改訂の機を得たいと思うが、大方の諒承を得れば幸いである。なお前稿「蝦夷の文化とその種族」(史學二五卷三號)、「再び蝦夷について」(史學二九卷三號)を併せ讀まれたならば、細説を省いた部分を補い、筆者の意とするところを理解していただけるかと思う。

註

- (1) 金田一京助氏の「アイヌの研究」に詳しく論證されている。
- (2) 同右
- (3) これら舊地名については大山梓氏「諏訪緣起の蝦夷知識」陸奥史談二三輯、「蝦夷代官安藤氏」同二六輯参照。
- (4) 津輕半島の青森灣岸外ヶ濱を北上しつつ下北半島を遠望すると、島のように見えることは筆者の實地體驗によつて確實である。

また宇曾利の蝦夷が外ヶ濱に來る際には、舟で陸奥灣を横斷して來るのが普通であつたらうから、一層誤られ易かつたに相違ない。

(5) 諏訪縁起に「彼等が留守の士卒數千夷賊を催集之外ヶ濱内末部西濱折會關城廓を構て相争ふ」とある。

(6) 蝦夷に果して唐子の形をする風俗があつたかはわからない。蝦夷錦、山丹玉などのように、大陸系文化を受けた疑いはたしかに認められ(金田一京助氏「アイヌの研究」参照)るが、ここでは唐子の名稱に關すること故、否定的な見解をとつた。註7参照

(7) 金田一京助氏「アイヌの研究」、洞富雄氏「樺太史研究」などを参照されたい。

(8) 「夷」が普通名詞に用いられた例は、類聚國史延曆十七年七月廿五日條に「夷爾散南公阿破蘇。遠慕王化。情望入朝。云々」とあるほか、他にも幾例かが擧げられる。この場合公姓を持つからには未開の夷ではあり得ない。また地名を冠した例は日本後紀弘仁元年十月廿七日條、三代實錄元慶三年正月十一日條、同五年八月廿四日條などに「渡嶋狄」「渡嶋夷」と見える。

(9) 續紀天平九年四月戊午條に「田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人」とあり、同延曆九年五月五日條に「然猶未免田夷之姓。永胎子孫之恥」の句が見え、後紀弘仁三年九月三日條にもほぼ相似た例が見られるほか、同延曆十八年三月八日條には「停出羽國山夷祿。不論山夷田夷。藺有功者賜焉」などと見える。

(10) 後紀弘仁元年十月廿七日條、三代實錄元慶三年正月十一日、同五年八月十四日條に見ゆ。註8参照。

(11) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」史學二五卷三號、同「再び蝦夷について」史學二九卷三號。

(12) もちろん普通名詞として「蝦夷」の同義語として使用した場合は論外である。註8参照。

(13) 「俘囚」「田夷」「夷」がそれぞれ異なるものであつたことは三代實錄元慶五年八月十四日條に「二年夷虜反叛。國內騷擾。義從俘囚及諸郡田夷並渡嶋狄等云々」とあることから知られ、「田夷」と「山夷」の別は註9に引いた後記延曆十八年三月八日條の記事から推される。

(14) 羽原又吉氏「アイヌ社會經濟史」にこれら近世蝦夷の實態が詳論されている。

(15) 「田夷」が農民であつたことは編戸の民とならんことを願ひ出ている點からも疑いない。(註9参照)「山夷」については十分な記録が缺けているが、「田夷」に對する「山夷」である以上、農耕民とは認められず、渡嶋夷(狄)は三代實錄元慶三年正月十一日條に「又渡嶋夷首百三人。率種族三千人詣秋田城。」とあり、一戸平均五人とすれば一酋長の配下は平均六戸となり、北

文獻に現われた蝦夷の分類的稱呼について

海道近世アイヌの狩漁民のそれに匹敵し、彼等が農民でなかつたことは確實である。

(16) 註9に引用した後紀延暦十八年三月八日條の記事参照。

(17) 日本人と蝦夷が同一地域に雜居していた事實は三代實錄元慶四年二月廿五日條に「出羽國言。管諸郡中山北。雄勝平鹿山本之三郡。遠去國府。近接賊地。昔時叛夷之種。與民雜居。」と見え、類聚國史延暦十一年十一月廿八日條に「永免出羽國平鹿最上置賜三郡狄田租。」とあることから容易に立證し得る。

(18) この提案は東北地方に限らず、廣く考古學一般の編年的研究に對してもなさるべきものと思うが、ここでは一應東北地方の問題に限り、一層の詳説を省かざるを得なかつた。

(19) 「會津舊事雜考」、「地藏靈驗記」(大日本地名辭書所引)に見える。

(20) 喜田貞吉氏「夷俘・俘囚の考」歴史地理二三卷一・三・五號。

(21) 類聚國史弘仁七年八月甲午朔條に「夷俘之性異平民。雖從皆化。野心尙存。是以先仰諸國。同加教諭。今因幡伯耆兩國俘囚等。任情入京。云々」とあるのは「夷俘」がより廣義に用いて一般の捕虜を指し、「俘囚」は特定のものをして指していることを窺われ、筆者の見解を裏書きするものかと思う。もちろん全く混同使用された例もないわけではない。